

「村岡新駅周辺地区まちづくり方針具体化検討調査委託」に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「村岡新駅周辺地区まちづくり方針具体化検討調査委託」は、まちづくり方針で定める将来地区像の実現に向け、4つの重要テーマの深度化及び空間イメージの整理を行うとともに、併せて、PPPスキームの実現性に留意しながら検討するもので、検討にあたっては多岐にわたる分野での高度な知識・技術、専門性、実績等を有する事業者を選定する必要があることから「公募型プロポーザル方式」で実施するものです。

2 業務概要

(1) 業務名称

村岡新駅周辺地区まちづくり方針具体化検討調査委託

(2) 業務内容

別紙「業務内容説明書」のとおり

(3) 委託期間

契約の日から2022年（令和4年）3月25日まで

(4) 事業規模

提案内容の事業規模は、税込みで1,000万円を上限とします。

※なお、上記の金額内で提案の募集をするものであり、契約締結に関する予定金額ではありません。また、上記金額を超える提案は失格となります。

3 スケジュール

内 容	期 間
公募期間	2021年（令和3年）7月6日（火）から 2021年（令和3年）7月21日（水）まで
参加表明書、質問書等の提出期間	2021年（令和3年）7月6日（火）から 2021年（令和3年）7月21日（水）まで
質問書の回答期間	2021年（令和3年）7月27日（火）まで ※ Eメールにより回答します。
技術提案書等の提出	2021年（令和3年）8月2日（月）から 2021年（令和3年）8月16日（月）まで
プレゼンテーション	2021年（令和3年）8月20日（金）を予定
結果通知	2021年（令和3年）8月23日（月）以降を 予定

*参加表明書、質問書、技術提案書等を持参する場合は、受付時間を月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時（祝日及び正午から午後1時を除く）までとします。

4 参加資格

- (1) 2021年（令和3年）7月6日（火）時点で「かながわ電子入札共同システム」の令和3年・4年度競争入札参加資格認定「一般委託」又は「コンサル」で藤沢市長から有効期間内の認定を受けていること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 2021年(令和3年)7月6日(火)時点で藤沢市の指名停止を受けていないこと。ただし、契約締結日までに指名停止を受けた場合は、契約できないものとする。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)に基づき指定された暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人として使用していない者。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている事業者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと等、経営状態が著しく不健全である事業者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続き開始の決定を受けている事業者を除く。
- (6) 事業所所在地の法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (7) 予定管理技術者(自社に属する者に限る。)は、技術士(総合技術監理部門(建設-都市及び地方計画)、建設部門(都市及び地方計画)のいずれか)の資格を有し技術士法による登録を行っている者、又はシビルコンサルティングマネージャ(登録技術部門:都市計画及び地方計画部門)の資格を有する者。
- (8) プライバシーマーク(JISQ15001)又は情報セキュリティマネジメントシステムISMS(JISQ27001)を有する事業者であること。
- (9) 平成28年度以降に完了した以下の①、②の両方の業務実績を企業が有すること。なお、①、②の業務実績については複数の業務で実績を満足するものでもよい。
 - ①公共団体においてまちづくり支援(ガイドラインの策定等)を行った業務
 - ②官民連携スキームの検討をした業務

5 参加表明書の提出

(1) 申し込み期間

2021年(令和3年)7月6日(火)午前9時から

2021年(令和3年)7月21日(水)午後5時まで

(2) 提出書類

- ① 参加表明書(様式-1)
- ② 企業の業務実績(様式-2 参加資格に適合する実績を1件以上記入)
- ③ 予定管理技術者の経歴等(様式-3 「業務実績」「業務の概要及び技術的特徴」を確認できる根拠資料一式を添付のこと)
- ④ 4 参加資格(7)及び(8)を証明する書類
- ⑤ 4 参加資格(9)の業務実績を証明する書類
- ⑥ 事業所所在地の納税証明書(法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税)なお、未納がないことの証明でも可。 各1部
※ 納税証明書については、3か月以内に発行のもの。
原本、写しどちらでも可。

(3) 提出方法

持参又は郵送(提出期限までに必着)にてご提出ください。なお、郵送で

提出される場合、封筒等の表面に「村岡新駅周辺地区まちづくり方針具体化検討調査委託公募型プロポーザル参加表明書在中」と朱書きし、「一般書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかを指定し、受付期間内に電話にて提案募集事務局へ書類が到着しているかの確認をお願いします。

【提出先】 藤沢市都市整備部 都市整備課
〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
電話番号 0466-50-3543（直通）

(4) 参加資格の適否

参加資格の適否については、2021年（令和3年）7月27日（火）までに参加表明書を提出いただいた事業者全員に、Eメールにてお知らせします。

なお、応募者多数となった場合には、選考委員会に参加できる事業者を書類審査の上位の4社に絞ります。その場合には、その旨も併せて通知します。

6 質問・回答

(1) 質問期間

2021年（令和3年）7月6日（火）午前9時から

2021年（令和3年）7月21日（水）午後5時まで

(2) 質問

質問書（様式-4）をEメールによりご提出下さい。

(3) 提出先

Eメールアドレス：fj-tosei@city.fujisawa.lg.jp

メールタイトル：「プロポーザル（まちづくり方針具体化）の質問について」

(4) 回答

質問・回答の内容は参加資格が適当と認められた全ての事業者に対して2021年（令和3年）7月27日（火）午後5時までにEメールにて回答送付します。

7 技術提案書等の提出

(1) 提出書類

参加資格を有する者は、次の書類を提出してください。また、提出書類については、別途CD-R又はDVD-Rの電子媒体で1部提出してください。（電子媒体で提出するデータは、アドビシステムズ株式会社のPDF形式で読み込みが可能なものを作成し、ウイルス検査を実施した後、Microsoft Windows 10で作動可能なものとします。）

(ア) 技術提案提出届（様式-5）

様式-5に基づいて作成し、押印したものを1部、提出してください。

(イ) 技術提案書

技術提案書の内容は以下の2つの特定テーマ及び、その他提案とします。1テーマにつきA4判片面2枚（2ページ）以内（書式は自由）としますが、図表、写真等の掲載に伴う添付資料の追加は可とします。追加の添付資料は1テーマにつきA4判片面2枚又はA3判片面1枚までとします。カラー、白黒印刷についての指定はありません。部数については原本1部、

写し10部提出してください。

なお、技術提案書には、会社名の記述は行わないでください。

【特定テーマ】

- ① 「村岡新駅周辺地区まちづくり方針」で定めた将来地区像の実現に向け、4つの重要テーマのうち3つのテーマ（新しい交通結節点づくり、緑や文化豊かなまちづくり、安心・安全なまちづくり）の深度化及び空間イメージの整理を行うにあたり、10年後を見据えた次世代のまちとするための具体化に向けた考え方の提案。
- ② 「創造的な場づくり」を創出するにあたり、研究開発拠点として一体的活用を想定した場合の、「垣根を感じさせない空間づくり」「可変性のある空間整備」「つくる」から「つかう」へ」等を踏まえた具体的な考え方の提案。

【その他提案】

業務内容の留意事項等を踏まえ、まちづくり方針では触れていない新駅周辺まちづくりの将来的な課題（ポストコロナ社会など）とその解決へ向けたアプローチの提案。

(ウ) 業務実施体制（様式-6）

様式-6に基づいて作成し原本1部、写し10部提出してください。

(エ) 業務実施方針

業務を進める上での留意事項や、スケジュール、作業フロー等をA4判片面2枚（2ページ）以内（書式は自由）にまとめて原本1部、写し10部提出してください。

(オ) 見積書（様式-7）

「村岡新駅周辺地区まちづくり方針具体化検討調査委託」の見積りを作成し、記名押印したものを1部、提出してください。

(2) 提出期限

2021年（令和3年）8月16日（月）午後5時まで

(3) 提出方法

「5 参加表明書等の提出（3）提出方法」【提出先】に、持参又は簡易書留等による郵送（提出期限までに必着）にて提出してください。なお、郵送で提出される場合には、提出期限までに電話で書類が到着していることの確認をお願いします。

8 選考委員会（プレゼンテーション）

(1) 実施日

2021年（令和3年）8月20日（金）予定

(2) 実施詳細

時間、場所、留意事項の詳細については、7月30日（金）までに文書で通知します。なお、デジタルプレゼンテーション（技術提案書の記載事項のみで構成）は可能としますが、資料等の追加、配布は受け付けません。使用するパソコン及びプロジェクタは市で用意いたします。

また、プレゼンテーションの時間は質疑応答を含み1事業者30分以内を予定しています。（準備時間を除く）

参加者は、予定管理技術者を含み3名以下としてください。

(3) 提出方法

デジタルプレゼンテーションを行う際に使用する資料（データ）については、CD-R 又は DVD-R の電子媒体で「5 参加表明書等の提出（3）提出方法」【提出先】に、持参又は簡易書留等による郵送（8月16日（月）午後5時必着）にて1部提出してください。なお、郵送で提出される場合には、提出期限までに電話で書類が到着していることの確認をお願いします。また、各種使用できるバージョンは以下のとおりです。

- ・ Microsoft Word 2013
- ・ Microsoft Excel 2013
- ・ Microsoft PowerPoint 2013

なお、提出する電子媒体についてはウィルス検査を実施したものとし、提出した電子媒体でデジタルプレゼンテーションを行っていただきます。

9 審査

(1) 選考委員

選考委員会は、学識経験者を含む7名の選考委員による評価を行います。

(2) 審査対象項目

プレゼンテーションを行った事業者のうち、評価の合計点が高いものから、優先交渉権者、次点交渉権者を選定します。審査は別に定める事業者選考会により、厳正に審査します。評価項目は以下のとおりです。

- ① 技術提案に対する基本的な考え方と方針
- ② 特定テーマに関連した技術提案力
- ③ その他の技術提案力
- ④ 価格評価

なお、企業、技術者の実績等については、評価の対象としますが、事務局での採点とし、選考委員による審査対象ではございません。

(3) 審査項目及び配点

書類審査

評価項目	評点
参加事業者の業務実績及び地域精通度	
業務実績の有無（平成28年度以降）	10点
業務実績での地域精通度（平成28年度以降）	5点
配置予定管理技術者の業務実績及び地域精通度	
業務実績の有無（平成28年度以降）	10点
業務実績での地域精通度（平成28年度以降）	5点
書類審査 合計	/30点

プレゼンテーション審査

評価項目	評点	
技術提案が分かりやすい内容となっているか	10点	
提案内容の緻密性	5点	
的確性	十分な実施体制がとれているか	5点
	スケジュールを的確に捉えているか	5点
	技術提案が特定テーマを的確に捉えているか(特定テーマ1,2)	20点
独創性	独創性がある技術提案となっているか(特定テーマ1,2)	20点

小計		/65点
評価項目		評点
特定テーマに関連した技術提案力	本地区の課題、懸案事項を踏まえ、課題解決等に有効な内容か(特定テーマ1)	10点
	村岡新駅周辺地区のまちづくりに適用可能か(特定テーマ1)	10点
	技術提案が具体的に示され、質の高い提案内容か(特定テーマ1)	10点
	本地区の課題、懸案事項を踏まえ、課題解決等に有効な内容か(特定テーマ2)	10点
	村岡新駅周辺地区のまちづくりに適用可能か(特定テーマ2)	10点
	技術提案が具体的に示され、質の高い提案内容か(特定テーマ2)	10点
その他提案	特定テーマを補完する技術提案が具体的に示され、質の高い提案内容か	20点
小計		/80点
価格評価		25点
プレゼンテーション審査 合計		/170点

10 審査結果

(1) 通知

審査結果については、プレゼンテーションを行った事業者全員に郵送で通知します。審査結果の問い合わせについては、文書発送した日の翌日から7日の間（午前9時から午後5時まで、但し土日祝日及び正午から午後1時までを除く）に書面でのみ応じ、内容は自社の得点のみとします。

(2) 選出基準

なお、次の条件に該当する場合、参加資格の条件を満たしている場合であっても、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定の対象としない。

- ・審査項目による「的確性」及び「特定テーマに関連した技術提案力」の各委員の合計点が、630点満点中315点未満の場合。（評価基準が平均普通未満）

11 その他

(1) 提出期限までに参加表明書を提出し参加資格に適合した事業者のみが、技術提案書を提出できます。

(2) 技術提案については、1社につき1案（2特定テーマ及び、その他提案）とします。

なお、令和3年3月に策定された「村岡新駅周辺地区まちづくり方針」や、その他まちづくりに関する資料については、藤沢市ホームページ及び市民相談情報課の閲覧資料を参照してください。令和元年度以降に実施した関連資料の閲覧を希望される場合には、閲覧の希望を問い合わせ先まで、参加資格の適否通知後にご連絡ください。

(3) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とします。

(4) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とします。

(5) 参加表明書及び技術提案書の提出後において参加表明書及び技術提案書に記

- 載された内容の変更や追加を認めません。
- (6) 提出された技術提案書は返却しません。
 - (7) 提出された技術提案書の著作権は、応募事業者に帰属します。ただし「藤沢市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づく公開その他市が必要と認める用途に用いる場合、選定事業者の技術提案書類の全部又は一部を、市が将来にわたり無償で使用することができるものとします。
 - (8) 提出された技術提案書は、審査目的以外には応募事業者に無断で使用しないものとします。
 - (9) 選考期間中を含め契約締結前に指名停止となった場合や不正行為が認められた場合、選考対象から除外します。
 - (10) 以下の条件のいずれかに該当するものは失格とします。
 - ① 提案書の提出者に要求される資格要件を満たさないもの。
 - ② 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - ③ 作成方法に指定する様式又は記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ④ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ⑤ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - (11) 優先交渉権者等に選定されても、契約締結日までに指名停止を受けた場合は契約できません。
 - (12) 参加資格を満たしている場合であっても、提案内容が基準点を下回るなど、審査要領に基づく選出基準を満たしていない場合は、選定しません。
 - (13) 本業務と一貫した考え方や方針で検討を深め、調整等を行う必要がある場合には、翌年度以降に随意契約を行う可能性があります。
 - (14) やむを得ず「村岡新駅周辺地区まちづくり方針具体化検討調査委託」公募型プロポーザル方式への参加を参加表明書提出後に辞退される場合には、(様式-8)の提出をもって受け付けます。
 - (15) 審査結果通知後、市と優先交渉権者と協議が整った場合について契約するものとする。なお、協議が整わなかった場合には、次点交渉権者と協議を行うものとする。

1.2 問い合わせ先

藤沢市都市整備部 都市整備課
〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
電話番号 0466-50-3543 (直通)
Eメールアドレス fj-tosei@city.fujisawa.lg.jp
担当者 武内、長谷川

以 上

(以下余白)